

全般に係る御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>改正に当たって、新たに基準を設ける食品があるのは賛成だが、それらについては特に厳しい基準を設けるべきだと思う。</p> <p>また改正の対象に当たらないものももう少し基準を厳しくすべきだと思う。</p>	<p>【回答1】</p> <p>消費者庁では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、食品衛生基準審議会において専門家等の御意見を聴いて、国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬等の残留基準を設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>現在進められている残留農薬基準の改正案（イソフェタミド等に関する改正）について、農業現場の実態や国際的な潮流を踏まえ、農薬価格の高騰や環境負荷への懸念も考慮し、短期的な利便性に偏らず、農薬使用の最小化（リダクション）を政策の柱として強化していただきたいです。</p> <p>1. 農薬価格の高騰による農家負担の増加</p> <p>昨今の原材料費・物流費の上昇により、農薬価格も大きく値上がりしており、多くの農業者が経済的に苦境に立たされています。農薬使用を最小限に抑えるための支援や代替技術（例：生物農薬、防除ネットなど）の普及促進は、生産者の負担軽減にもつながります。</p> <p>2. 国民の健康リスクと消費者の安心</p> <p>国際基準に対して日本の残留基準が高い場合、消費者の間に不安が生じかねません。農薬の使用総量を抑えることで、将来的な健康リスクの低減とともに、国産農産物への信頼性の向上が見込まれます。</p> <p>3. 環境保全と持続可能な農業の実現</p> <p>農薬の多用は、土壌や水系への影響、益虫・ミツバチなどへの悪影響も懸念されています。持続可能な農業を目指すためには、化学農薬依存からの脱却が不可欠です。</p>	<p>【回答2】</p> <p>農薬の使用については、農林水産省により、農薬取締法に基づき農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、農薬を使用した農業者への健康影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺農作物や有用生物への影響、病虫害防除の効果など、安全性等を考慮した上で、適切な使用方法等が設定されるものと承知しています。</p> <p>なお、残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>

<p>3</p>	<p><b>【意見3】</b></p> <p>&gt;プロフラニリド 臭素(及びフッ素)が含まれているものは環境への影響(及びその存在から)から使用は望ましくないと考える。 機序としてハロゲンが含まれている必要性が高い薬剤と思われるが、同等の対象への防除の効果がある薬剤が存在するのであれば、機序が違ってもその使用を行うようにした方が良いのではないかと考える。</p> <p>&gt;フルキサメタミド フッ素が含まれているものはフッ素の環境への拡散・PFASの発生可能性などからあまり好ましくないと考える。</p> <p>&gt;ピラジフルミド フッ素が含まれているものはフッ素の環境への拡散・PFASの発生可能性などからあまり好ましくないと考える。</p> <p>&gt;チフルザミド 臭素(及びフッ素)が含まれているものは環境への影響(及びそのそもそもその存在から)から使用は望ましくないと考える。 使用は控えるべきであると考え。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p><b>【回答3】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定、使用及び環境への影響等については、【回答1】及び【回答2】を御覧ください。</p>
----------	--	---

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しない御意見を1件頂きました。